

申請にあたってのご注意

◆鳥取県で申請できるのは、日本国籍を有し、原則として鳥取県内に現住所(住民登録)のある方です。

1 未成年者等の申請について

- ◆未成年者または成年被後見人の方は、申請書裏面の「法定代理人署名」欄に親権者(父・母)または後見人の署名が必要です。(署名された親権者または後見人が確認できる戸籍をお持ちください。)
- ◆親権者または後見人が遠隔地に在住しているため申請書に直接署名できない場合は、「旅券申請同意書」に署名をして郵送してもらってください。「旅券申請同意書」の書式は、旅券窓口に設置しているほか、鳥取県ホームページから様式ファイル(PDF形式)をダウンロードして印刷することができます。なお、ダウンロードして印刷する場合は、必ず鳥取県ホームページからダウンロードしたものを使用してください。

2 居所申請について(鳥取県以外に住民登録があり、鳥取県内に居所がある方)

- ◆一時帰国者や鳥取県以外に住民登録をしている学生、船員、長期出張者等の方は、鳥取県で申請できる場合があります。ただし、一定の条件を満たしていない場合や、特別に提示・提出する必要のある書類等が揃えられない場合には、申請を受付できません。
事前に、必ず旅券窓口にお問合せください。
- ◆代理提出はできません。
- ◆住民票が必要です。(住民基本台帳ネットワークシステムが利用できないため。)

3 その他

- ◆旅券の有効期間内に切替申請ができるのは次の①～⑤です。
 - ①残りの有効期間が1年未満になった場合
 - ②査証欄の余白が少なくなった場合
 - ③氏名・本籍に変更が生じた場合
 - ④有効な旅券を損傷した場合(破損の程度により手続きが異なります。事前に御相談ください。)
 - ⑤ICチップが破損したことにより不都合が生じた場合
- ◆「刑罰等関係」に該当する方は、申請に先だって書類や手続きが別途必要となりますので、必ず事前に旅券窓口にお問合せください。
- ◆査証(ビザ)については、日本にある渡航先国の大使館または領事館に直接お問合せください。
- ◆有効な旅券を不注意・盗難等により紛失したり、焼失した場合は、旅券名義人本人が「紛失(焼失)届出」をする必要があります。事前に必ず本人が旅券窓口にお問合せください。
- ◆境港市、倉吉市、日野郡内の窓口で、市・町民以外の方が申請する場合は、住民票が必要です。なお、市・町窓口で「広域交付住民票」を発行することも出来ます。
- ◆電子申請の方法は、外務省のホームページをご確認ください。(https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html)

残りの期間は切捨てになります。

4 旅券の受取について

- ◆申請した旅券は必ずお受取りください。
発行日から6か月以内に受取りに来られないと、次回申請時に手数料が高くなる場合があります。
- ◆旅券の受取は、年齢に関係なく必ず旅券名義人がお越しください。(代理人では受取できません。)
- ◆旅券は原則として申請した旅券窓口での受取となります。
- ◆旅券の受取は、申請が受理された日*から数え、閉庁日(土・日・祝日・年末年始)を除いて、県庁窓口で5日目、中部・西部・境港市・倉吉市・日野郡内町窓口で7日目です。(*窓口に必要な書類(再提出が必要となった写真・書類を含む)が揃った日。)
- ◆受取の際には、次の手数料が必要です。(鳥取県手数料の納付方法は申請の際に御案内します。)

旅券の種類	年齢	収入印紙	鳥取県手数料	合計
10年有効旅券	18歳以上	14,000円	2,000円	16,000円
5年有効旅券	12歳以上	9,000円	2,000円	11,000円
	12歳未満	4,000円	2,000円	6,000円

(注意)年齢は誕生日の1日前に1歳加算されます。

例 〔・4月5日で12歳になる方 → 4月4日から「12歳以上」としての手数料が必要。
・4月5日で18歳になる方 → 4月4日から「18歳以上」として、10年旅券を選択できる。〕

(※)年齢は、「年齢計算に関する法律」(明治35年法律第50号)により決まります。この法律によれば、年齢は誕生日の前日に1歳加算され、12回目の誕生日の前日に12歳となります。このため、12歳未満の手数料は、12回目の誕生日の前々日までに申請を行った方に対し適用されます。

5 鳥取県の旅券窓口

窓口	所在地	電話番号	受付時間
県庁旅券窓口 (県庁本庁舎1階)	鳥取市東町一丁目220番地 県庁旅券窓口	0857-26-7080	申請 月～金曜日 8:30～18:30
			受取 月～金曜日 8:30～18:30 日曜日 8:30～17:00
西部旅券窓口 (西部総合事務所1階)	米子市鞆町一丁目160番地 鳥取県西部総合事務所 米子パスポートセンター	0859-31-9797	申請 月～金曜日 8:30～17:00
			受取 月～金曜日 8:30～18:30 日曜日 8:30～17:00
中部旅券窓口 (中部総合事務所別館)	倉吉市東蔵城町2番地 鳥取県中部総合事務所 中部パスポートセンター	0858-23-3113	申請 月～金曜日 8:30～17:00
			受取 月～金曜日 8:30～18:30
境港市役所 市民課	境港市上道町3000番地	0859-47-1033	申請 月～金曜日 8:30～17:15
倉吉市役所 市民課 (第二庁舎)	倉吉市堺町二丁目253番地1	0858-22-8155	
日南町役場 住民課	日野郡日南町霞800番地	0859-82-1112	申請 月～金曜日 8:15～17:00
日野町役場 住民課	日野郡日野町根雨101番地	0859-72-0333	申請 月～金曜日 8:30～17:15
江府町役場 住民生活課	日野郡江府町江尾1717番地1	0859-75-3223	

○土曜日、日曜日、祝日、年末・年始(12月29日～1月3日)は休みです。
○県庁・西部窓口では、年末年始以外の日曜日は交付のみ行います。(日曜日が祝日と重なった場合も行います。)

旅券(パスポート)申請のごあんない

折り曲げたり汚れたりした申請書は受付できません!!

窓口での申請に必要な書類(下記の書類をすべてご用意ください。コピーでは受付できません)

令和5年3月現在

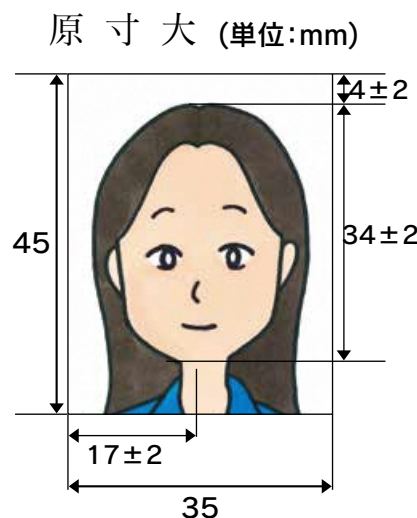
1 一般旅券発給申請書 ...1通 (5年旅券と10年旅券では申請書が違います)

- *黒又は青のボールペンで、裏面の記入例を参照して正確に記入してください。(油性ボールペンを推奨)
- *申請時に18歳以上の方は、5年旅券・10年旅券のいずれかを選択してください。
- *申請時に18歳未満の方は、5年旅券に限りです。
- *申請書は、全国共通です。
- *令和5年3月27日に様式が改正されます。古い様式は使えませんのでご注意ください。

2 戸籍謄本 ...1通 (申請日前6ヶ月以内に発行されたもの)

- *残りの有効期間が1年未満、または有効期間内に査証欄の余白がなくなった場合の切替等で、氏名・本籍地の都道府県名に変更のない方は省略することができます。ただし、一時帰国者、外国姓等非ヘボン式ローマ字表記または別名併記希望者、未成年者で親権者の確認が必要な場合、成年被後見人で後見人の確認が必要な場合は省略できません。
- *2枚以上になっている場合はすべて持参してください。
- *同一戸籍の方々が同時に申請する場合は戸籍謄本1通でも結構です。
- *令和5年3月27日以降は戸籍抄本を受付けられませんのでご注意ください。

3 写真 ...1枚 (申請日前6ヶ月以内に撮影されたもの)



提出された写真がそのまま転写され、旅券(パスポート)が作成されます。海外渡航にあたり、自分自身を証明する大変重要なものです。規格を満たした鮮明な写真を申請書に貼らずに持参してください。
紙申請の場合はできる限り専門の写真館での撮影をおすすめしています。

〈注意〉規格に合わないもの等、不適当な写真は撮り直していただくことになります。

【不適当な写真の例】(鳥取県交流推進課のホームページに詳しく説明しています。)

- 肌を白く見せる機能やマスキング(緑取り)、その他の機能を用いて、画像処理を施したもの
- 汚れや傷のついたもの、また、ドット(網状の点)やジャギー(階段状のギザギザ)、インクのにじみ等、品質に乱れがあるもの(家庭用デジタルカメラでの写真は撮り直していただくことがあります。)
- カラーコンタクト等、色付きのメガネ、極端に目立つ髪飾り、アクセサリ等を付けているもの
- 顔や首が隠れているもの(大きく立った襟やマフラー、極端に目立つヘアバンド等)
- 瞳が欠けているように見えるもの(照明等により瞳の端に光が写ることがあります。)



- ふちなしで、上図指定規格を満たしたものの
- 色は白黒、カラーいずれでも可
- 正面向きで、無帽、無背景(影が写っていないもの)
- 眼鏡を外した写真を推奨します。
- 乳幼児の写真についてはお問合せください。

4 申請者本人の確認書類(現在有効な原本(コピーは不可))

1つでよいもの	◆日本国旅券(失効後6ヶ月以内のものも含む) ◆運転免許証 ◆住民基本台帳カード(写真付き) ◆海技免状 ◆宅地建物取引士証(宅地建物取引主任者証) ◆電気工事士免状 ◆無線従事者免許証 ◆官公庁職員身分証明書(氏名・写真・生年月日のあるもの) ◆船員手帳 ◆小型船舶操縦免許証 ◆猟銃・空気銃所持許可証 ◆戦傷病者手帳 ◆身体障害者手帳(偽造防止、写真付き) ◆運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたもの) ◆個人番号カード(マイナンバーカード)
---------	--

●上のものがない方は次のなかのいずれか2つをお持ちください。(㊦+㊧または㊦+㊨の2点 ㊩欄から2つは不可)

2ついるもの	◎健康保険証 ◎年金証書 ◎年金手帳 ◎ <u>(乳幼児のみ適用)特別医療費受給資格証または母子手帳(いずれも健康保険証とセット)</u> ◎ <u>(小学生のみ適用)特別医療費受給資格証と健康保険証のセット</u> ◎介護保険被保険者証 ◎印鑑登録証明書(申請日前6ヶ月以内に発行のもの)と登録印のセット ◎後期高齢者医療被保険者証(他の健康保険証とのセットは不可)
	○学生証(在学証明書・在園証明書でも可) ○失効した日本国旅券(失効後6ヶ月を過ぎたもの) ○公の機関が発行した資格証明書・会社の身分証明書(氏名・写真・生年月日のあるもの)

5 前回の旅券(パスポート)

- *以前に旅券(パスポート)を取得された方は提示してください。
- *有効期間中の旅券(パスポート)をお持ちの方はその旅券(パスポート)を提示されないと受付できません。
- *申請時に確認後一度お返しします。旅券受取時に必ず再度持参してください。
忘れた場合は受取りできません。

代理提出について

(紛失一般旅券等届出、刑罰等関係、居所申請に該当する場合は代理提出が認められません。)

- *申請者本人に代わって代理人が申請書類を提出することができます。申請書はあらかじめ申請者本人が記入してください。代理提出の場合は、次の書類が必要です。
 - 申請者本人の必要書類(上記「申請に必要な書類」の1～5)
 - 申請書裏面の「申請書類等提出委任申出書」
特に、申請書の4ヶ所(裏面参照)は、申請者本人が記入されていないと受付できませんのでご注意ください。
 - 代理人の本人確認書類も必要です。**(上記の「4 申請者本人の確認書類」の中から1つ、2ついるもの場合は2つ)

